# 6 今後の都市計画手続について

都市計画決定

(変更)

の告示

## 都市計画手続について①

横浜市都市計画審議会



都市計画法 基づく都市計画案の

縦覧 【2週間



条例に基づく都市計画の原案の縦覧

(地区計画のみ)

2週間



公聴会 ※公述申出があっ (平成25 年2月13 た場合に開催

都市計画市素案の (平成25 年 月5 縦覧 月 29 2週間 日



都市計画市素案説明会

(本日)

公述申出書受付 【2週間】

意見書受付 【3週間】

意見書受付 (2週間)

## 都市計画手続について②

#### ◆都市計画市素案の縦覧

期 間 平成25年1月15日(火)~1月29日(火) (土・日を除く午前8時45分~午後5時15分) 場 所 建築局都市計画課

- ※磯子区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。 区役所の閲覧時間は午前8時45分から午後5時までとなります。
- ※都市計画課ホームページで「市素案の概要」をご覧になれます。

#### ◆公聴会(※公述の申出があった場合に開催します。)

日	時	平成25年2月13日(水) 午後7時~	
場	所	磯子区民文化センター杉田劇場 ホール	

#### 都市計画手続について③

#### ◆公述の申出

#### 関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

	平成25年1月15日(火)~1月29日(火) (土·日を除く午前8時45分~午後5時15分)
申 出 方 法	・書面(郵送又は持参) 指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、建築局都市計画課へ 【1月29日(火)必着】 ・電子申請 都市計画課ホームページから手続可能 【1月29日(火)午後5時15分まで】 ※メンテナンス時間中(不定期)は、利用不可
申出多数の場合	10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、1月31日(木)以降に 都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。

## 都市計画手続について4

## 問合せ先

◇ 用途地域等及び地区計画の内容について

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課 (中区港町1-1 市庁舎6階) TEL:045-671-2667

◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課 (中区相生町3-56-1 JNビル14階) TEL:045-671-2657